

# 英検聴覚障害者特別措置を獲得するまで

松藤みどり（聴覚部一般教育等）

**要旨：**文部省認定実用英語技能検定は聴覚障害者に対して、平成6年度までは一般受験者と同一の試験方法によって実施されてきたが、聾学校関係者から“リスニング”についての改善要求が出され、実施団体である財団法人日本英語検定協会がそのありかたに検討を進めていくことになった。平成7年度に「聴覚障害者特別措置要項」が初めて「内規」として定められ、各聾学校に配布された。今後も“リスニング”および“二次試験”改善方策の研究を続けることが明記され、聾学校の協力が要請されている。本レポートは、「特別措置」内容を紹介するとともに、財団法人日本英語検定協会が「特別措置」を実施するに至るまでの聾学校の取り組みを報告する。

**キーワード：**英語、英検、特別措置、聴覚障害

## I. はじめに

財団法人日本英語検定協会（以下「検定協会」）による文部省認定実用英語技能検定（以下「英検」）は昭和38年から実施され、現在は年間3,400,000人近くが受験し、社会的な評価の高い検定試験になっている。

聾学校による英検の取り組みは、昭和51年始まり、平成5年度までに英検に参加した聾学校は、検定協会の調べで34校にのぼった。筑波技術短期大学を含めると、聴覚障害者を対象とした英検実施校は35校になり、検定協会にとって、無視できない存在になってきた。

検定協会は平成7年に「聴覚障害者特別措置」として、初めて聴覚障害者に配慮した基準を定めた。「特別措置」の内容と、「特別措置」を獲得するに至るまでの経過を報告することは、聴覚障害者教育関係者にとって意味があると考えられる。

## II. 聾学校における英検の歴史

英検に早くから取り組んできた4つの聾学校と筑波技術短期大学の取り組みの様子について述べる。

### (1)水戸聾学校

聾学校としては初めて昭和51年に英検を導入し、昭和54年の全日本聾教育研究大会（大阪）で井上康善教諭が「英検に挑戦して」<sup>1)</sup>と題してその成果を発表した。発表によると、最初の受験は一般会場で一般の受験者と共に行われたが、合格者は出なかった。聴覚障害者であるため特別な配慮が必要であることを検定協会に訴え、2回目からは受験者が少なくとも聾学校を準会場とすることができた。実施上の注意を手話通訳することや、集団補聴器を用いてヒアリングテストを実施することが可能になった。3回目の検定に際しては、放課後特別指導を

実施し、9名が4級に合格者したということである。

水戸聾学校の英検に対する取り組みは、聴覚障害第35巻6月号の山内絢子講師（現筑波技術短期大学講師）による「聾学校における英語教育の実践」<sup>2)</sup>にも詳しく述べられている。

水戸聾学校の取り組みは、他の聾学校へも影響を与え、発表の翌年からさっそく英検を取り入れる聾学校が出てきた。

### (2)北海道高等聾学校

昭和55年に英検を採り入れ、10名のうち1名が合格、以後3回の試験で4級に計10名の合格者を出していると、昭和57年の全日本聾教育研究大会（北海道）で本田晃教諭から報告があった<sup>3)</sup>。英検受験のために母校を訪れる卒業生もいるとのことである。

平成7年度に北海道高等聾学校から筑波技術短期大学に入学した5名のうち、3名が3級、2名が4級を取得してきた。英検への取り組みが継続してなされ、成果を挙げてきたことがうかがえる。

### (3)都立石神井聾学校

昭和55年から英検を取り入れ、3級にも合格者を出したことが昭和58年の全日本聾教育研究大会（千葉）で小川美佐子教諭によって報告された（収録なし）。検定部長が石神井聾学校の授業を参観し、聴覚障害者の英語学習の困難な状況を認識して、3級の1次試験の合格者には2次試験（面接）で不合格になっても1次合格認定証を発行するという約束が成立したという。このことについては、聴覚障害第41巻7月号に「聾学校における英語科指導」<sup>4)</sup>と題して影山司教諭による実践報告がある。

### (4)筑波大学附属聾学校

英検を導入したのは昭和61年である。第1回の試験は

石神井聾学校に出向き、合同受験した。4級を受験した17名のうち、14名が合格した。第2回からは自校で実施し、62年に5級ができてからは、第1回と第2回は高等部で、第3回(4級と5級のみ)は中学部で実施している。3級の二次試験には、2年間合格者を出すことができなかったが、昭和63年の第1回に二次試験受験者4名のうち2名が初めて合格し、その後は受験者の7~10割が合格するようになった。学年全体の3~4割が3級を取得して高等部を卒業している<sup>5)</sup>。平成5年第2回に高等部3年生が初めて2級に合格し、学年対応の学力をつけた生徒の存在を証明した形になった。続いて平成6年第2回に高等部2年生が2級に合格し、聾学校で学ぶ生徒の英語力獲得の可能性を更に示すことができた。

#### (5)筑波技術短期大学

平成2年に学生を受け入れて以来、英検の受験を奨励し、準会場として試験を実施しているが、受験者は比較的少ない。入学前にすでに級を取得している学生が多く、入学後は英語に対する意欲があまり高くないことが原因と考えられる。平成7年の入学生については16名が4級を取得、14名が3級を取得してきた。このうち聾学校出身者は25名で、取得率は78.1%、普通高校出身者は5名で、26.3%である。普通校出身者の中には「英検」の存在を知らなかった者や、知っていても初めから受験を諦めていた者もいる。

### Ⅲ. 聴覚障害者の弱点

松藤は筑波大学附属聾学校の昭和62年第1回から平成3年第1回までの3級受験者のべ172名の問題別正答率を合格者51名、不合格者121名に分けて集計し、生徒の弱点を分析した<sup>5)</sup>。その結果、聴覚障害者は発音、アクセント、ヒアリングの項目において、著しく正答率が低いことがわかった。

文部省が平成元年に告示した改訂版「高等学校学習指導要領」でオーラル・コミュニケーションの重要性が示された。「聞くこと」「話すこと」が今まで以上に重視される状況の中で、文部省認定の英検が、リスニングを重視することは当然である。英検の問題形式は平成5年度に大きく変わり、一次試験において従来2, 3, 4級ともに出題されていた筆記による発音とアクセントの問題がなくなり、ヒアリングテストがリスニングテストとなり、問題の分量が増え、形式も新しいものが含まれるようになった。3級では従来75点満点のうちヒアリングテストは15点であったが、平成5年度からは25点をリスニングテストが占めるようになり、実施時間も15分から20分にのびた。聴覚障害者にとって、状況はますます不利になってきた。

このころから各聾学校で、英検に取り組みつつ、障害に合ったより良い方法を検討してくれるよう、検定協会に対する直接的な要請も始まったようである。

筆者も検定協会に対し、読話訓練の指導効果<sup>6)</sup>や、受験した生徒のリスニングテストの受け止め方に対するアンケート調査結果<sup>7)</sup>等の具体的な資料を提出し、協会に検討を要請した。

読話訓練の指導効果の研究では、聴覚に障害があっても読話によって英語の聴解問題ができるように指導することは可能であるが、同等の英語の学力を持つと見られる健聴者と同程度の成績を挙げるところまでは到達できない。したがって、聴解問題の結果をそのまま健聴者と同等に評価されるのであれば、聴覚障害者にとって不利であるということが結論であった。

生徒のリスニングテストについてのアンケート調査研究からは、生徒は普通の授業で補聴器を使い、手話の読み取りや読話の他に、音も情報源として話を聞いているが、英語のリスニングは日本語の聞き取り、読み取りより格段に困難であると感じられていること。それにもかかわらず、練習の機会があれば取り組もうという意欲を多数の者が持っていることがわかった。自由記述の回答の中に、試験実施者に対する要求として、聞き取りと読話をし易くすること、手話をつけることなどがあり、協会に対して出題上の配慮の要求、指導者に対して訓練の実施の要求があった。

### Ⅳ. 検定協会からの働き掛け

英検を実施している財団法人日本英語検定協会は、平成6年7月に「基礎研究センター」を発足させ、聴覚障害を持つ受験者に対する「特別措置」を検討し始めた。聾学校の英検参加が増加し、3級以上の合格に必要な二次試験受験希望者も増加してきたからである。協会によれば、聴覚障害者の登録団体は平成6年6月1日現在で次の35団体である。

- ①北海道高等聾学校
- ②宮城県立聾学校
- ③山形聾学校
- ④水戸聾学校
- ⑤栃木聾学校
- ⑥大宮聾学校
- ⑦筑波大学附属聾学校
- ⑧館山聾学校
- ⑨品川聾学校
- ⑩大田聾学校
- ⑪大塚聾学校
- ⑫石神井戸聾学校
- ⑬立川聾学校
- ⑭足立聾学校
- ⑮綾瀬聾学校
- ⑯江東聾学校
- ⑰横浜市立聾学校
- ⑱平塚聾学校
- ⑲新潟聾学校
- ⑳石川県立聾学校
- ㉑長野聾学校
- ㉒静岡聾学校
- ㉓沼津聾学校
- ㉔名古屋聾学校
- ㉕一宮聾学校
- ㉖岡崎聾学校
- ㉗滋賀県立聾話学校
- ㉘京都府立聾学校
- ㉙堺聾学校
- ㉚神戸聾学校
- ㉛松江聾学校
- ㉜熊本聾学校
- ㉝大分県立聾学校
- ㉞鹿児島聾学校
- ㉟筑波技術短期大学

基礎研究センターは、聴覚障害を有する受験者につい

て、一次試験の「リスニング」および二次試験の「リーディング」「クエスチョン&アンサー」をどのように工夫すれば、聴覚障害受験者の実情にマッチした実施形態がとれるのかを検討していること。現在の「読解力」「聴解力」「読解力」「応答力」の4技能を審査基準としている技能検定の柱を大幅に変更することなく、かつ受験者の実情に見合った検定として、改善を図る所存であることを明記した文書を、英検を実施している聾学校の校長宛に配布し、英検担当者に対するアンケート調査への協力を依頼した。

アンケートは(1)一次試験のリスニングの実施状況(2)リスニングの改善提案 (3)二次試験について現在の受験の実情 (4)リーディングの改善案提案 (5)応答についての改善案提案の5項目からなり、その他として全般的な意見を述べる欄も設けてあった。アンケートの回答は9月末までに28校・34人から寄せられたとのことである。

(1)と(2)のリスニングについては、①どれだけ自分の力で消化できるか認識させるために、あくまでも読話だけで受験させたい。②ビデオに指文字やテロップを付けたのを放送してほしい。③リスニング免除も考えて欲しい。などがあった。

(3)現在の二次試験受験の実情は、①希望者は二次試験も受けさせている。②一次試験をやめている。③二次試験のない4級、5級だけを受験している。であった。

(4)リーディングの改善案として、①現行どおり、読ませて評価する。②筆記試験のでき具合から、みなし評価をする。③音読か、筆記か、障害の程度で選択する。などが提案された。

(5)応答についての改善提案には、①質問はカードを見せ、応答は書かせる。が大多数で、この他②現行どおり、読話・口話で行う。③質問は読話、応答は書かせる。④質問はカードを見せ、応答は言わせる。などがあった。

他に自由記述の全般的な意見として次のような意見が紹介された。

◎聴覚障害者にとって健聴者と同様の試験に挑戦できることは学習の大きな励みになるので、基本的には同一方法で受験させることも大切。しかし「聞く」「話す」に相当な困難があるので、部分的には特別な配慮もやむをえない。

◎一次試験をパスするだけの理解力があれば、二次試験でカード形式や代替テストを行ってもコミュニケーション能力を否定することにはならない。聞こえなければ筆談で相手に伝えるものコミュニケーションである。

◎オーラルコミュニケーションは、書く言語と置き換えるべきではない。読話という受容方法は音声言語の一端とみなすものである。聴覚障害者のコミュニケーション

ンモードの特性を踏まえて実施すれば、聾学校の英語教育の成果が発揮でき、障害者の人権を尊重することでもある。聴覚障害者のコミュニケーション特性を心得た試験官の配置による実施で対応してほしい。

アンケート調査と平行して、基礎研究センターは、筑波大学附属聾学校、都立石神井聾学校、名古屋聾学校、京都聾学校、堺聾学校、神戸聾学校を歴訪し、各聾学校での英検実施状況について情報を収集した。基礎研究センターは英語の手話の使用も考えたが、地域や学校によって手話に対する考え方が違うことや、英語の手話が思ったほど普及していないことがわかって、認識を新たにしたいようである。

平成7年1月には「公聴会」として、文部省から2名、全国聾学校校長会から2名、筑波技術短期大学から2名、聾学校から2名、合計8名が召集され、英検側から専務理事、常務理事を含む9名が一同に会し、アンケートの結果と英検が準備した「聴覚障害者特別措置」の原案を基に意見の交換を行った。

## V. 平成7年度の特別措置の内容

平成7年度第1回の英検の申込書類と一緒に、初めて(内規)として「聴覚障害者特別措置要項」が送られてきた。特別措置の内容は次のとおりである。

### (1)一次試験の特別措置

一次試験では、障害の特性を理解する試験官(聾学校の先生等)の配置を行い、「リスニング」で『読話による問題提示』を行う。

☆「リスニング」は協会が用意する「読み上げ原稿」によって教室監督者が読み上げる。

☆読み上げ回数は、1～2級は2回、準2級は前半2回・後半3回、3～4級は3回とし、標準の試験時間は一般受験者の2.0倍とする。(一般志願者の場合は1～2級は1回、準2級は前半1回・後半2回、3～4級は2回放送される)

### (2)二次試験の特別措置

二次試験では、障害者の特性を理解している試験官(聾学校の先生等)を配置して実施する。なお、二次試験を受験しない志願者、あるいは二次不合格になった志願者には、希望により『一次合格証明書』を発行する。

#### ①リーディング

一般受験者と同様に重視するが、評価は『原文の内容を理解して読んでいるかどうか』に主眼をおいて行うものとする。

#### ②質問応答

##### 1)質問提示

質問提示は、読み上げられる質問を受験者が読話で読み取るものとする。

☆ゆっくり、区切りを明確に発問する。

☆聞き返しは3回まで認める。ただし、1回聞き返しは減点しないが、2回聞き返しの場合の評価は『4』以下とする。(一般の志願者の場合は1回でも聞き返したら減点となり、2回では質問は打切りとなっている)

#### 2) 応答方法

受験者は、一般受験者と同様に口話で応答する。☆評価については、『質問の意味を理解して応答しているかどうか』に主眼をおいて行うものとする。

#### (3) 一般試験会場

①公開会場→一次試験会場は原則として各県に1ヵ所設置するが、試験実施方法が一般志願者と異なるので、別室で受験するものとする。なお、二次試験会場は、受験者の希望する受験地の中の当協会が指定する会場で受験するものとする。

②準会場→協会が指定する公開会場とは別に、申込団体が自校を準会場として実施することができる。(申込責任者の責任で実施)。この場合は通常の“準会場実施規定”とは別に人数の多少にかかわらず、開設を可とする。ただし、1級・準1級については、準会場では実施できない。

---

さらに協会としての今後の対応として今後次のような研究に着手することが表明された。

①一次試験においては、“聞く(リスニング)”について“筆記試験による代替”または“別媒体(視覚的)による代替”が可能かどうかの検証

②二次試験においては、“会話する(質問応答)”について“視覚的補助(質問カードへの置き換え)”および“筆記解答による代替措置”が可能かどうかの検証

---

#### VI. 平成7年度筑波技術短期大学の英検

平成7年度第1回は、準2級、3級、4級合わせて10名が申込み、一次試験は筑波技術短期大学を準会場とし

て実施した。3級を受験した4名が、二次試験を受けることになった。二次試験は7月16日に実施され、学生は夏休みに入っているため、帰省先で受験することになった。協会と相談の上、千葉県と東京都の学生は、筑波大学附属聾学校と同じく市川市で、兵庫県尼崎市の学生は大阪府堺市で、静岡県浜松市の学生は名古屋市で受験することになった。兵庫県と静岡県では適当な面接官が見つからなかったためである。結果は2名合格、1名不合格、1名棄権であった。

第2回は、準2級、3級合わせて9名が申し込んだ。県内の普通高校1年在学生1名も受験を希望したので、準会場として受け入れた。1名が準2級、高校生も含めて3名が3級の二次試験を受けることになり、今度は全員が地元の土浦市で受験することになった。

検定協会からの依頼で、松藤が面接官を務めることになり、土浦会場で一般受験者を面接する十数名の面接委員の一人として、初めてこの仕事を引き受けた。普通の手引き書の他に、聴覚障害者特別措置に基づく詳しい評価基準の冊子も用意された。内容を対比すると別記のとおりである。

午前中は準2級の受験者18名の面接を行い、筑波技術短期大学の学生はその途中で面接したが、質疑応答の部分は筆者が担当した受験者の中でもよくできたほうであった。午後は25名の受験生の中で3名の聴覚障害者を続けて面接した。受験者全体の中で、平均的な成績であったのではないと思われる。

#### VII. おわりに

聴覚障害教育とは直接関係のない日本英語検定協会が、聴覚障害者のために特別措置のありかたを研究し、今後も研究を続ける意向を表明していることは誠に喜ばしい。今までの経過の中で検定協会が本当に誠意をもってこのことに取り組んでくれたことを大変ありがたく思う。今年度の方法が、必ずしもベストではないが、今後もわれわれ教育現場の意見をとり上げて、よりよいやり方を検討して下さることを期待する。

また全国の聾学校をはじめ、難聴学級や普通中学、普通高校に学んでいる聴覚障害の生徒たちにもぜひこの「特別措置」の存在を知って「英検」の取得を英語学習の目標の一つにして欲しい。

余談ではあるが、筆者が面接官を務めた同じ会場で、筑波技術短期大学の視覚部の学生2名が別の面接官によって2級の面接試験を受験した。全ての試験が終了したあと、その面接官から、視覚障害の学生は黙読のスピードがやや遅いものの発音が極めて美しいこと、質問に対する応答が素早いこと、内容のまとめかたが非常にうまいこと等を褒められ、直接の指導者ではなかったが、筆者

はおおいに気を良くしたものである。

聴覚障害や視覚障害の学生の存在や努力の様子を地域の一般高等学校の先生方が知り、心に留めて持ち帰って下さることは、何らかの良い波及効果があるかもしれないと思う。また、聴覚部の学生の英語力を視覚部の学生並に引き上げることも今後の課題として考えなければならない。

(聴覚障害者の場合)

1. 音読の評価

●指示したPassageの音読を聞いて、その内容を十分に伝えているか否かを、音声全体の英語らしい自然さから総合的に評価します。

(一般の場合)

1. 音読の評価

●指示したPassageの音読を聞いて、その内容を自然さ、ポイントとなる単語の発音の正しさから総合的に評価します。

評価項目・方法
文全体の「姿勢・リズム」「区切り」に重点をおいて評価する。聴覚障害者の場合には、一般に発語に難点があるので、下記の要件を評価基準とする。

評価項目・方法
文全体の「強勢・リズム」「区切り」と、個々の単語の「発音」を総合して判定する。

評点	評価基準
5	「強勢・リズム」「イントネーション」「区切り」「発音」のすべてについて申し分ない。極めて自然な読み方で、原文の内容を正確に伝えることができる。
4	「強勢・リズム」「区切り」にやや不満があるが、読み方に不自然さを感じさせず、原文をほぼ正確に伝えることができる。
3	読み方に不自然なところがあるが、原文を理解して読んでいると判断できる。音読が明瞭ではないが、原文と比較対照できる。
2	しばしば簡単な単語にもつかえるなど、全体的に読み方が不自然である。「区切り」も不自然で、原文の内容をわずかししか伝えられない。音読と原文が比較対照できない。
1	沈黙したり、つかえたりすることが多く、原文を伝えることができない。

評点	評価基準
5	評価項目のすべてを満たしている。読み方がきわめて自然で、原文の内容を正確に伝えることができる。
4	評価項目に一、二不満があるが、読み方に不自然さを感じさせず、原文をほぼ正確に伝えることができる。
3	評価項目に一、二不満がある、または読み方に不自然なところがあるが、なんとか音読ができ、原文の内容を一応伝えることができる。
2	全体的に読み方が不自然であり、しばしば簡単な単語にもつかえ、原文の内容をわずかししか伝えられない。
1	沈黙したり、つかえたりすることが多く、原文を伝えることができない。

(聴覚障害者の場合)

2. 応答の評価

●指示したPassage に関する各質問に対して、質問の内容を正確に読み取り、適切に対応をしているか否かを、評価します。

評価項目・方法
応答の「内容」に重点をおいて、「反応の自然さ」「文法・語法」から判定する。聴覚障害者の場合は、一般に発語に難点があるので、下記の要件を評価基準とする。

評点	評価基準
5	質問を十分に理解した適切な内容であり、音声も自然である（健聴者と同等に自然に発語している。）
4	質問を十分に理解した適切な内容であるが発語が不自然である。または、応答の内容にやや不正確な点がある。または反応にやや不満な点がある。
3	応答内容に不正確な点があるが、一応質問に対する答えになっている。
2	質問に関連した応答であるが、答えの内容として適切ではない。
1	応答はするが、質問とは無関係の内容である。または全く答えられない。

3. 聞き返しについて

●受験者からの聞き返し “I beg your pardon?”, “Pardon”などへの対応は、次のとおりとします。

聞き返しの状況	対応	評価
①質問後15秒たっても返答がない	1度だけ質問を繰り返す	減点しない
②質問に対して1度聞き返す	1度だけ質問を繰り返す	減点しない
③質問に対して2度または3度聞き返す	そのつど質問を繰り返す	正答でも評価は4以下
④1つの質問に対して4度聞き返す	質問を打ち切り、次へ進む	評価は1とする

参考文献

- 井上康喜(1979)：「英検に挑戦して」第13回全日本聾教育研究大会研究収録461.
- 山内絢子(1980)：「聾学校における英語教育の実践 全国初の実用英語技能検定試験合格者を出すまで」聴覚障害35. 6. 14.
- 本田晃(1982)：「自ら学ぶ力を育てるために 形成的評価の活用」第16回全日本聾教育研究大会研究 収録374.
- 影山司(1986)：「聾学校における英語科指導」聴覚障

(一般の場合)

2. 応答の評価

●指示したPassage に関する各質問に対して、質問の内容を理解し、その答えを十分に伝えているか否かを、内容の正しさ、音声表現の英語らしい自然さなどから総合的に評価します。

評価項目・方法
応答の「内容」「反応の自然さ」「音声」「文法・語法」を総合し、「内容」に重点をおいて判定する。

評点	評価基準
5	質問の意味を十分に理解した適切な内容であり、それ以外の項目も自然で正確である。
4	質問の意味を理解した内容である。それ以外の項目に一、二不満があるが、ほぼ自然で正確である。
3	質問の意味をほぼ理解した内容である。それ以外の項目に、二、三不満がある、または、不自然、不正確なところがあるが、一応質問に対する答えになっている。
2	応答はするが、内容が不適切である（質問に関連した答えではあるが、答えの内容として適切ではない。）
1	応答はするが、質問とは無関係の内容である、またはまったく答えられない。

3. 聞き返しについて

●受験者からの聞き返し “I beg your pardon?”, “Pardon”などへの対応は、次のとおりとします。

聞き返しの状況	対応	評価
①質問後15秒たっても返答（応答または聞き返し）がない	1度だけ質問を繰り返す	正答でも4も以下とする
②質問に対して1度または2度聞き返す	そのつど質問を繰り返す	正答でも4以下とする
③1つの質問に対して3度聞き返す	質問は打ち切り、次へ進む	1とする

害41. 7. 18.

- 松藤みどり(1991)：「英検3級の傾向と対策 本校高等部における成績上位群の英語力の分析」筑波大学附属聾学校紀要第13巻65.
- 松藤みどり(1993)：「聴覚障害生徒の英語教授法に関する一研究 読話による聴解問題の理解をめぐる」聴覚言語障害第21巻3号105.
- 松藤みどり・奈良初美(1995)：「英語リスニング試験に関する一考察」筑波技術短期大学テクノレポートNo. 2. 73.